

社会福祉法人

和寒町社会福祉協議会

和寒町短期入所サービスセンター芳生苑

重要事項説明書

当事業所は介護保険の指定を受けています。
(北海道指定 第0173200809号)

当事業所はご利用者に対して指定短期入所生活介護・指定介護予防短期入所生活介護サービスを提供します。事業所の概要や提供されるサービスの内容、契約上ご注意いただきたいことを次の通り説明します。

※当サービスの利用は、原則として要介護認定の結果「要支援」「要介護」と認定された方が対象となります。要介護認定をまだ受けていない方でもサービスの利用は可能です。

◆◆目次◆◆

1. 事業者	2
2. 事業所の概要	2
3. 職員の配置状況	3
4. 当事業所が提供するサービスと利用料金	4
5. 事故発生時の対応	9
6. 非常災害対策	9
7. 虐待の防止	9
8. 身体拘束廃止への取り組み	9
9. 守秘義務及び個人情報の第三者提供	9
10. 情報開示	10
11. 苦情の受付について	10
12. 第三者評価と介護サービス情報について	10

1. 事業者

- (1) 法人名 社会福祉法人
和寒町社会福祉協議会
- (2) 法人所在地 北海道上川郡和寒町字三笠6番地
- (3) 電話番号 0165-32-3666
- (4) 代表者氏名 会長 瓜 るみ子
- (5) 設立年月 昭和57年8月2日

2. 事業所の概要

- (1) 事業所の種類 指定短期入所生活介護事業所・平成20年4月1日指定
指定介護予防短期入所生活介護事業所・平成20年4月1日指定
北海道指定 第0173200809号
※当事業所は和寒町特別養護老人ホーム芳生苑に併設されています。
- (2) 事業所の目的 介護保険法令に従い、ご利用者がその有する能力に応じ可能な限り自立した日常生活を営むことができるように支援することを目的として、ご利用者に日常生活を営むために必要な居室および共用施設等をご利用いただき、指定短期入所・指定介護予防短期入所生活介護サービスを提供します。
- (3) 事業所の名称 和寒町短期入所サービスセンター芳生苑
- (4) 事業所の所在地 北海道上川郡和寒町字三笠6番地
- (5) 電話番号 0165-32-3164
- (6) 事業所長(管理者) 施設長 田中美貴
- (7) 当事業所の運営方針
- (8) 開設年月 平成12年2月1日
- (9) 営業日 年中無休
- (10) 利用定員 5人
- (11) 居室等の概要

当事業所では以下の居室・設備をご用意しています。利用される居室は、原則として個室ですが、4人部屋など他の種類の居室の利用をご希望される場合は、その旨お申し出下さい。(但し、ご利用者の心身の状況や居室の空き状況によりご希望に沿えない場合もあります)

居室・設備の種類	室数	備考
個室(1人部屋)	5室	短期入所生活介護専用居室
2人部屋	6室	
4人部屋	22室	
合計	33室	
食堂	1室	
機能訓練室	1室	[主な設置機器]

		平行棒・歩行訓練器ほか
浴室	個浴4・特浴2	機械浴・リフト浴・一人浴槽
医務室	1室	
静養室	1室	

※上記は、厚生省が定める基準により、指定短期入所・指定介護予防短期入所生活介護事業所に必置が義務づけられている施設・設備です。

☆居室の変更：ご利用者から居室の変更希望の申し出があった場合は、居室の空き状況により施設でその可否を決定します。また、ご利用者の心身の状況により居室を変更する場合があります。その際には、ご利用者やご家族等と協議のうえ決定するものとします。

3. 職員の配置状況

当事業所では、ご利用者に対して指定短期入所生活介護・指定介護予防短期入所生活介護サービスを提供する職員として、以下の職種の職員を配置しています。

<主な職員の配置状況>※職員の配置については、指定基準を遵守しています。

職種	常勤換算	指定基準
1. 施設長（管理者）	1名	1名
2. 介護職員	37名	32名
3. 生活相談員	2.5名	2名
4. 看護職員	3.5名	3名
5. 介護支援専門員	1.5名	1名
6. 医師		必要数
7. 栄養士	1.5名	1名

※常勤換算：職員それぞれの週あたりの勤務延時間数の総数を当事業所における常勤職員の所定勤務時間数（例：週40時間）で除した数です。

（例）週8時間勤務の介護職員が5名いる場合、常勤換算では、1名（8時間×5名÷40時間＝1名）となります。

<主な職種の勤務体制>

職種	勤務体制
1. 医師	毎週水曜日 14:00～16:00 毎週木曜日 14:00～16:00
2. 介護職員	標準的な時間帯における最低配置人員 早朝： 7:15～16:00 6名 日中： 9:00～17:45 12名 夜間： 16:30～ 9:00 5名

3. 看護職員	早番勤務時間帯 7:50～16:35 日勤勤務時間帯 9:00～17:45 遅番勤務時間帯 9:30～18:15 ・夜間については、交代で自宅待機を行い、 緊急時に備えます。
---------	---

☆土日及び祝祭日は上記と異なることがあります。

4. 当事業所が提供するサービスと利用料金

当事業所では、ご利用者に対して以下のサービスを提供します。

当事業所が提供するサービスについて、

- | |
|---|
| (1) 利用料金が介護保険から給付される場合
(2) 利用料金の全額をご利用者に負担いただく場合 |
|---|

があります。

(1) 介護保険の給付の対象となるサービス（契約書第4条参照）*

以下のサービスについては、居住費・食費を除き通常9割（～7割）が介護保険から給付されます。

<サービスの概要>

①食事（但し、食材料費と調理費相当に係る費用は別途いただきます。）

- ・当事業所では、栄養士（管理栄養士）の立てる献立表により、栄養並びにご利用者の身体の状況および嗜好を考慮した食事を提供します。
- ・ご利用者の自立支援のため離床して食堂などにて食事をとっていただくことを原則としています。

（食事時間）

朝食 7:30～8:30 昼食 11:30～12:30 夕食 17:00～18:00

②入浴

- ・入浴又は清拭を週2回行います。
- ・寝たきりでも機械浴槽を使用して入浴することができます。

③排泄

- ・排泄の自立を促すため、ご利用者の身体能力を最大限活用した援助を行います。

④生活リハビリテーション

- ・移乗動作、立ち上がり動作を自立に向けられるケアの技術を職員がしっかりと身につけ、日常生活の中で自立動作が習慣づけられるよう援助を行います。
- ・要介護度が改善されるような自立援助を行います。
- ・ご利用者の心のリハビリテーションとなるようなケアを行います。

⑤その他自立への支援

- ・寝たきり防止のため、できるかぎり離床に配慮します。
- ・生活のリズムを考え、毎朝夕の着替えを行うよう配慮します。
- ・清潔で快適な生活が送れるよう、適切な整容が行なわれるよう援助します。

<サービス利用料金(1日あたり)> (契約書第8条参照)

下記の料金表によって、ご利用者の要介護度に応じたサービス利用料金から介護保険給付費額を除いた金額(自己負担額)をお支払い下さい。(サービスの利用料金は、ご利用者の要介護度に応じて異なります。)

短期入所生活介護 (1日あたり)

ご利用者の 要介護度	単位	1日当たりの負担		
		1割負担の方	2割負担の方	3割負担の方
要介護1	603単位/日	603円	1,206円	1,809円
要介護2	672単位/日	672円	1,344円	2,016円
要介護3	745単位/日	745円	1,490円	2,235円
要介護4	815単位/日	815円	1,630円	2,445円
要介護5	884単位/日	884円	1,768円	2,652円

※介護保険負担割合証の利用者負担の割合に応じた料金を頂きます。(1割～3割)

介護予防短期入所生活介護 (1日あたり)

ご利用者の 要介護度	単位	1日当たりの負担		
		1割負担の方	2割負担の方	3割負担の方
要支援1	451単位/日	451円	902円	1,353円
要支援2	561単位/日	561円	1,122円	1,683円

※介護保険負担割合証の利用者負担の割合に応じた料金を頂きます。(1割～3割)

その他の加算費用 (1日あたり)

加算名	単位数	利用料金	自己負担額		
			1割	2割	3割
①看護体制加算(Ⅰ) ※短期入所生活介護のみ	4単位/日	40円	4円	8円	12円
②サービス提供体制強化加算(Ⅲ)	6単位/日	60円	6円	12円	18円
③夜勤職員配置加算(Ⅰ)	13単位/日	130円	13円	26円	39円
④介護職員等処遇改善加算(Ⅲ)	(基本施設サービス費+算定加算)×11.3%				
⑤送迎加算(片道)	184単位/回	1,840円	184円	368円	552円
⑥緊急短期入所受入加算	90単位/日	900円	90円	180円	270円

①看護体制加算（Ⅰ）

常勤の看護師を配置

②サービス提供体制強化加算（Ⅲ）

介護福祉士の資格者等経験豊富な職員を 50%以上配置

③夜勤職員配置加算（Ⅰ）

夜勤を行う職員が最低基準を 1 名以上上回っている場合算定。

④介護職員等処遇改善加算（Ⅲ）

介護現場で働く方の処遇改善を行い人材確保に努め、良質なサービス提供を続けることができるようにするための取り組みです。

⑤送迎加算

ご利用者の心身の状態、ご家族等の事情等からみて送迎を行うことが必要と認められるご利用者に対して、その居宅と当事業所との間の送迎を利用された場合算定。

⑥緊急短期入所受入加算

居宅サービス計画において計画的に行うこととなっていない指定短期入所生活介護を緊急に行った場合は、緊急短期入所受入加算として、短期入所生活介護を行った日から起算して 7 日（ご利用者の日常生活上の世話をを行う家族の疾病等やむを得ない事情がある場合は 14 日）を限度として加算。

☆ご利用者がまだ要介護認定を受けていない場合には、サービス利用料金の全額をいったんお支払いいただきます。要支援又は要介護の認定を受けた後、自己負担額を除く金額が介護保険から払い戻されます（償還払い）。また、居宅サービス計画が作成されていない場合も償還払いとなります。償還払いとなる場合、ご利用者が保険給付の申請を行うために必要となる事項を記載した「サービス提供証明書」を交付します。

☆ご利用者に提供する食事の材料に係る費用は別途いただきます。（下記（2）①参照）

☆介護保険からの給付額に変更があった場合、変更された額に合わせて、ご利用者の負担額を変更します。

（2）介護保険の給付対象とならないサービス（契約書第 5 条、第 7 条参照）

以下のサービスは、利用料金の全額がご利用者の負担となります。

〈サービスの概要と利用料金〉

①滞在費及び食費（一日あたり）

- ・滞在費は、居室の室料と光熱水費相当にかかる費用です。
- ・食費は食材料費と調理費相当にかかる費用です。

利用者負担段階	対象者	滞在費	食費		
第1段階	・住民税世帯非課税で老齢年金受給者 ・生活保護世帯	380円	300円	朝食	70円
				昼食	130円
				夕食	100円
第2段階	・住民税世帯非課税で、本人の合計所得金額と課税年金収入額と非課税年金収入額の合計額が年80万円以下の方	480円	600円	朝食	140円
				昼食	250円
				夕食	210円
第3段階①	・住民税世帯非課税で、本人の合計所得金額と課税年金収入額と非課税年金収入額の合計が年80万円超120万円以下の方	880円	1,000円	朝食	230円
				昼食	420円
				夕食	350円
第3段階②	・住民税非課税世帯で、本人の合計所得金額と課税年金収入額と非課税年金収入額の合計が年120万円超の方	880円	1,300円	朝食	300円
				昼食	550円
				夕食	450円
第4段階	・住民税課税世帯に属する方 ・本人が住民税課税の方	1,231円	1,445円	朝食	340円
				昼食	600円
				夕食	505円

☆負担段階1から3の方につきましては、サービス利用前に保険者である市区町村に介護保険負担限度額認定申請を行ってください。

②理髪・美容

[理髪サービス]

ご利用者の希望される町内の理髪店への送迎を行います。理髪代金は利用された理髪店に直接お支払ください。送迎は無料です。

[美容サービス]

ご利用者の希望される町内の美容院への送迎を行います。美容代金は利用された美容院に直接お支払ください。送迎代金は無料です。

③レクリエーション、クラブ活動

ご利用者の希望によりレクリエーションやクラブ活動に参加していただくことができます。

利用料金：材料代等の実費をいただきます。

④複写物の交付

ご利用者は、サービス提供についての記録をいつでも閲覧できますが、複写物を必要とする場合には実費をご負担いただきます。

1枚につき 20円

⑤日常生活上必要となる諸費用実費

日常生活品の購入代金等ご利用者の日常生活に要する費用でご利用者に負担いただくことが適当であるものにかかる費用を負担いただきます。

おむつ代は介護保険給付対象となっていますのでご負担の必要はありません。

⑥お買い物

嗜好品や日用品の購入を希望される場合には、町内の商店へ送迎を行います。商品代金は直接お支払いください。送迎は無料です。

⑦ご契約者の受診引率にかかる費用

原則、医療機関への入通院に関してはご家族での対応となります。しかし、やむを得ない場合等、当事業所で受診の引率を行う場合には別途費用をご負担いただきます。

和寒町内の医療機関～無料

和寒町外の医療機関～1人の職員で対応した場合 2,000円

2人の職員で対応した場合 4,000円

ご利用者2人以上での入通院の場合、上記金額を入所者の人数で割って10円未満の端数を切り捨てた金額といたします。

(例) 通院者3人で引率2人の場合は1人につき、1,330円となります。

☆経済状況の著しい変化その他やむを得ない事由がある場合、相当な額に変更することがあります。その場合事前に変更の内容と変更する事由について、変更を行う2か月前までにご説明します。

(3) 利用料金のお支払い方法 (契約書第8条参照)

前記(1)、(2)の料金・費用は、サービス利用終了時に、ご利用期間分の合計金額をお支払い下さい。

ア. 和寒町役場出納及び指定金融機関窓口での現金支払
イ. 下記指定口座への振り込み
北星信用金庫和寒支店 普通口座 941405
口座名義人 社会福祉法人 和寒町社会福祉協議会 会長 瓜 るみ子
ウ. 金融機関口座からの自動引き落とし
※現在、検討中です。

(4) 利用の中止、変更、追加 (契約書第9条参照)

○利用予定期間の前に、ご利用者の都合により、短期入所生活介護サービスの利用を中止又は変更、もしくは新たなサービスの利用を追加することができます。この場合にはサービスの実施日前日までに事業者へ申し出てください。

- 利用予定日の前日までに申し出がなく、当日になって利用の中止の申し出をされた場合、取消料として下記の料金をお支払いいただく場合があります。但しご利用者の体調不良等正当な事由がある場合は、この限りではありません。

利用予定日の前日までに申し出があった場合	無 料
利用予定日の前日までに申し出がなかった場合	当日の利用料金の10%（自己負担相当額） ＋当日予定していた、食事にかかる費用及び滞在費

- サービス利用の変更・追加の申し出に対して、事業所の稼働状況により利用者の希望する期間にサービスの提供ができない場合、他の利用可能日時を利用者に提示して協議します。
- ご利用者がサービスを利用している期間中でも、利用を中止することができます。その場合、既に実施されたサービスに係る利用料金はお支払いいただきます。

5. 事故発生時の対応

サービス提供により事故が発生した場合には、家族、市町村および関係諸機関等への連絡を行うなど必要な措置を講じ、事故の状況や事故に際してとった処置について記録し、賠償すべき事故の場合には、損害賠償を速やかに行います。

6. 非常災害対策

非常災害に関するマニュアルを作成し、非常災害に備えて想定される災害に係る避難訓練を実施します。

7. 虐待の防止

高齢者虐待の防止ならびに高齢者の養護者に対する支援等に関する法律に基づき、身体的、心理的、性的、経済的、介護・世話の放棄・放任等の虐待を行いません。

8. 身体拘束廃止への取り組み

利用者または他の利用者、職員等の生命または身体を保護するために緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束は行いません。やむを得ず身体拘束を行う場合は、必要性等を利用者および家族に説明すると共に、文書による同意を得た後、一定の条件と期間内のもとで行います。

9. 守秘義務及び個人情報の第三者提供

(1) 守秘義務

事業者及び従業者は、業務上の知り得た利用者またはその家族の情報を第三者に漏洩することはありません。この守秘義務は本契約が終了した後も継続します。

(2) 個人情報の第三者提供

利用者の生命、身体及び財産の保護に必要な場合、利用者の健康等に関する個人情報に関係行政機関、医療施設又は介護施設に提供します。

利用者は事業者がこれら第三者へ情報提供することをご同意願います。

10. 情報開示

利用者の処遇日誌等ご利用者の介護等に関する情報を説明します。

11. 苦情の受付について（契約書第22条参照）

(1) 当事業所における苦情の受付

当事業所における苦情やご相談は以下の専用窓口で受け付けます。

○苦情受付窓口（担当者）

[職名] 施設長 田中美貴

○受付時間 毎週月曜日～金曜日

10:00～16:00

また、苦情受付ボックスを施設内に設置しています。

(2) 行政機関その他苦情受付機関

和寒町役場 保健福祉課介護保険係	所在地 北海道上川郡和寒町字西町111番地 電話番号・FAX 016532-2000 受付時間
北海道国民健康保険団体連合会	所在地 札幌市中央区南2条西14丁目 電話番号 011-231-5161 FAX 011-233-2178 受付時間
北海道社会福祉協議会	所在地 札幌市中央区北2条西7丁目 電話番号 011-241-3766 FAX 011-251-3971 受付時間

12. 第三者評価と介護サービス情報公表について

第三者による評価の受審は行っておりません。

介護サービス情報公表制度により、運営状況及び処遇について自己点検を行い、サービスの質の向上に努めております。インターネット上の「介護サービス情報公表システム」にてサービス情報をご覧いただけます。

年 月 日

指定短期入所生活介護サービスの提供の開始に際し、本書面に基づき重要事項の説明を行いました。

指定短期入所生活介護 和寒町短期入所サービスセンター芳生苑

説明者職名 _____ 氏名 _____ ㊦

私は、本書面に基づいて事業者から重要事項の説明を受け、指定短期入所生活介護サービスの提供開始に同意しました。

契約者住所 _____ 氏名 _____ ㊦

利用者住所 _____ 氏名 _____ ㊦

※この重要事項説明書は、厚生省令第37号（平成11年3月31日）第125条の規定に基づき、利用申込者又はその家族への重要事項説明のために作成したものです。

<重要事項説明書付属文書>

1. 事業所の概要

(1) 建物の構造 鉄骨鉄筋コンクリート造 地上1階建て

(2) 建物の延べ床面積 3,807.614 m²

(3) 事業所の周辺環境

周辺にはゲートボール場があり、また北側には一般住宅や公営住宅が立ち並び、公共下水道の処理区域内で簡易水道も完備しており、周辺の道路もすべて舗装整備されています。南および西には河川をはさんで広々と農地が続き、恵まれた自然と閑静な生活環境に囲まれています。

2. 職員の配置状況

<配置職員の職種>

介護職員… ご利用者の日常生活上の介護並びに健康保持のための相談・助言等を行います。
3名の利用者に対して1名の介護職員を配置しています。

介護支援専門員…ご利用者に係る施設サービス計画（ケアプラン）を作成します。
生活相談員等が兼ねる場合もあります。
4名の介護支援専門員を配置しています。

生活相談員… ご利用者の日常生活上の相談に応じ、適宜生活支援を行います。
3名の生活相談員を配置しています。

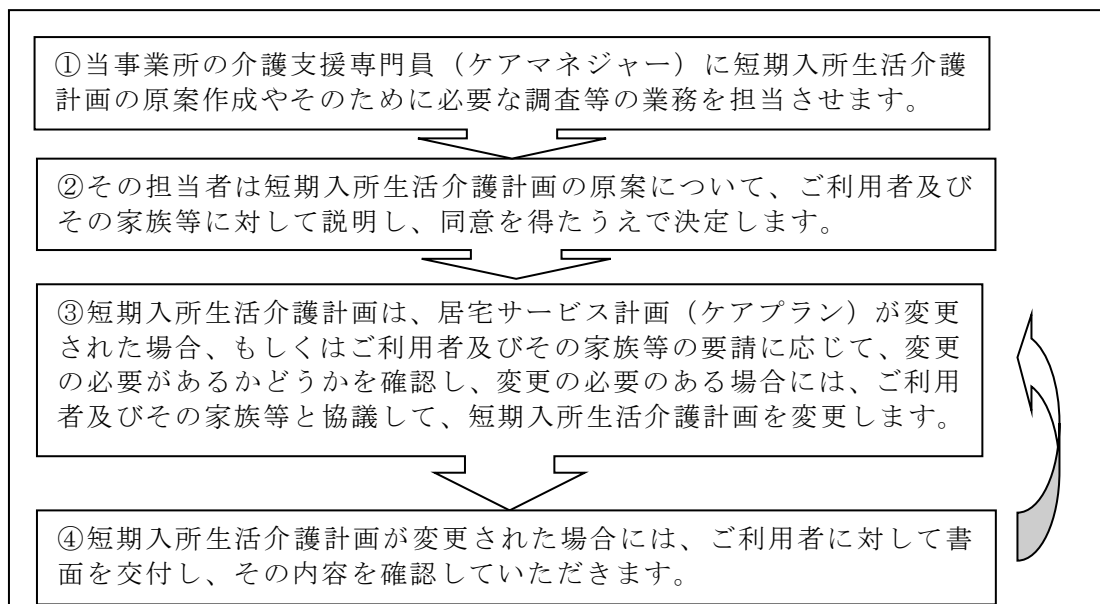
看護職員… 主にご利用者の健康管理や療養上の世話をしますが、日常生活上の介護、介助等も行います。
5名の看護職員を配置しています。

医師… ご利用者に対して健康管理及び療養上の指導を行います。
2名の医師を配置しています。(嘱託)

栄養士… ご利用者の嗜好を考慮し、食事の献立、栄養計算などを行います。
1名の管理栄養士を配置しております。

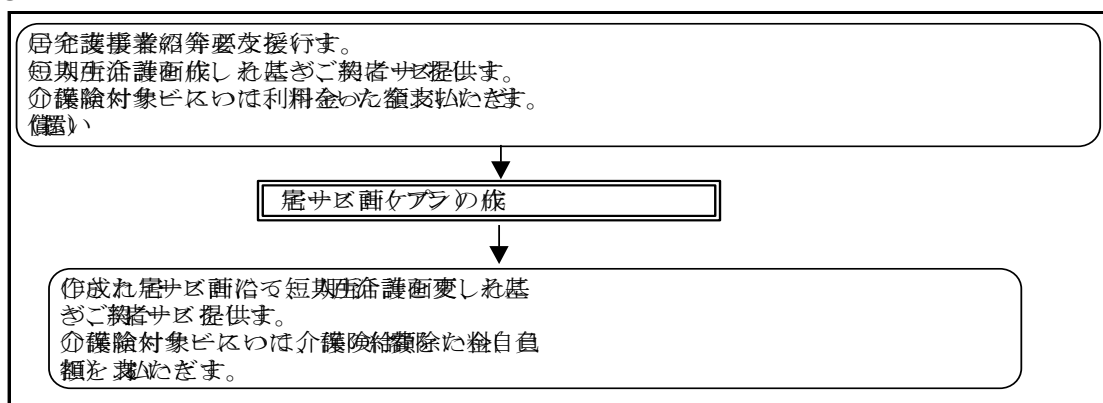
3. 契約締結からサービス提供までの流れ

- (1) ご利用者に対する具体的なサービス内容やサービス提供方針については、「居宅サービス計画（ケアプラン）」がある場合はその内容を踏まえ、契約締結後に作成する「短期入所生活介護計画」に定めます。契約締結からサービス提供までの流れは次の通りです。（契約書第3条参照）

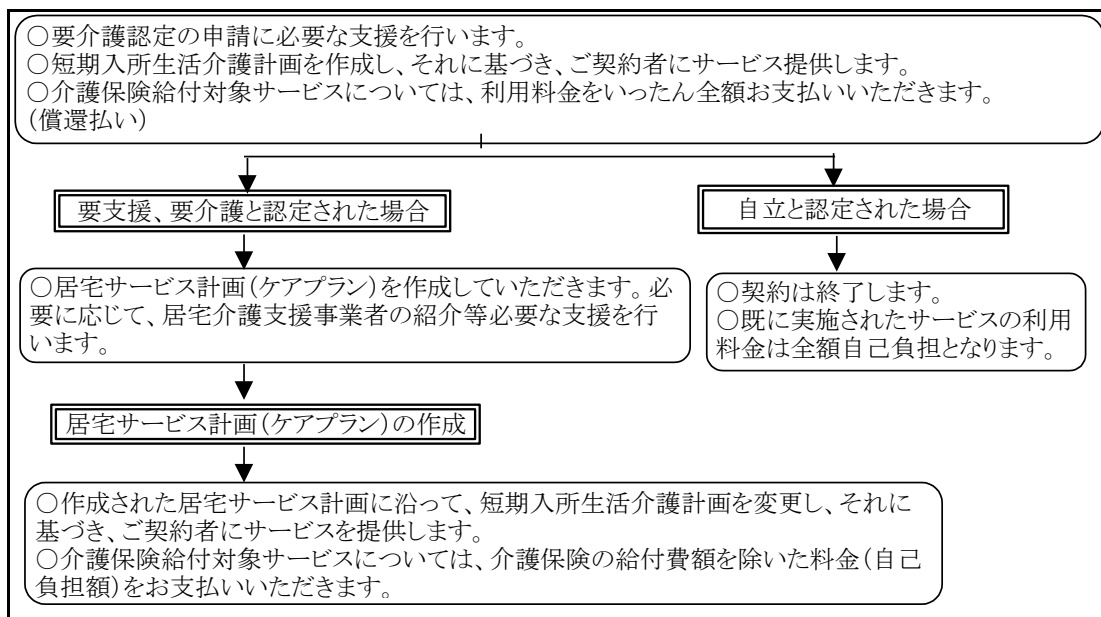


- (2) ご利用者に係る「居宅サービス計画（ケアプラン）」が作成されていない場合のサービス提供の流れは次の通りです。

① 要介護認定を受けている場合



②要介護認定を受けていない場合



4. サービス提供における事業者の義務（契約書第11条、第12条参照）

当事業所では、ご利用者に対してサービスを提供するにあたって、次のことを守ります。

- ①ご利用者の生命、身体、財産の安全・確保に配慮します。
- ②ご利用者の体調、健康状態からみて必要な場合には、医師又は看護職員と連携のうえ、ご利用者から聴取、確認します。
- ③ご利用者に提供したサービスについて記録を作成し、2年間保管するとともに、ご利用者又は代理人の請求に応じて閲覧させ、複写物を交付します。
- ④ご利用者に対する身体的拘束その他行動を制限する行為を行いません。
ただし、ご利用者又は他の利用者等の生命、身体を保護するために緊急やむを得ない場合には、記録を記載するなど、適正な手続きにより身体等を拘束する場合があります。
- ⑤ご利用者へのサービス提供時において、ご利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合には、速やかに主治医又はあらかじめ定めた協力医療機関への連絡を行う等必要な処置を講じます。
- ⑥事業者及びサービス従事者又は従業員は、サービスを提供するにあたって知り得たご利用者又はご家族等に関する事項を正当な理由なく、第三者に漏洩しません。（守秘義務）
ただし、ご利用者に緊急な医療上の必要性がある場合には、医療機関等にご利用者の心身等の情報を提供します。
また、ご利用者との契約の終了に伴う援助を行う際には、あらかじめ文書にて、ご利用者の同意を得ます。
- ⑦事業者は、個人情報の保護に関する法律、社会福祉法人和寒町社会福祉協議会個人情報保護規程、その他適用ある法令・ガイドライン等に従い、個人データ等の安全管理義務を果たすものとし、個人情報の保護に必要と認められる事項については、契約者と事業者との協議により定めるものとします。

5. サービスの利用に関する留意事項

当事業所のご利用にあたって、サービスを利用されている利用者の快適性、安全性を確保するため、下記の事項をお守り下さい。

(1) 持ち込みの制限

利用にあたり、以下のもの以外は原則として持ち込むことができません。

(2) 施設・設備の使用上の注意（契約書第13条参照）

- 居室及び共用施設、敷地をその本来の用途に従って利用して下さい。
- 故意に、又はわずかな注意を払えば避けられたにもかかわらず、施設、設備を壊したり、汚したりした場合には、ご利用者に自己負担により原状に復していただくか、又は相当の代価をお支払いいただく場合があります。
- ご利用者に対するサービスの実施及び安全衛生等の管理上の必要があると認められる場合には、ご利用者の居室内に立ち入り、必要な措置を取ることができるものとします。但し、その場合、ご本人のプライバシー等の保護について、十分な配慮を行います。
- 当事業所の職員や他の利用者に対し、迷惑を及ぼすような宗教活動、政治活動、営利活動を行うことはできません。

(3) 喫煙

事業所内の喫煙スペース以外での喫煙はできません。

(4) サービス利用中の医療の提供について

医療を必要とする場合は、ご利用者の希望により、下記協力医療機関において診療や入院治療を受けることができます。（但し、下記医療機関での優先的な診療・入院治療を保証するものではありません。また、下記医療機関での診療・入院治療を義務づけるものでもありません。）

①協力医療機関

医療機関の名称	国民健康保険和寒町立診療所
所在地	北海道上川郡和寒町字西町 111 番地
診療科	内科 外科

②協力医療機関

医療機関の名称	士別市立病院
所在地	北海道士別市東 11 条 5 丁目 3029 番地 1
診療科	内科（一般・循環器・消化器）・精神神経科・外科・整形外科・皮膚科・泌尿器科・婦人科・眼科・麻酔科

③協力医療機関

医療機関の名称	社会医療法人 元生会 森山病院
所在地	北海道旭川市宮前 2 条 1 丁目 1 番 6 号
診療科	内科・呼吸器内科・循環器内科・消化器内科・外科・乳腺外科・血管外科・脳神経外科・整形外科・形成外科・眼科・泌尿器科・耳鼻咽喉科・麻酔科

④協力医療機関

医療機関の名称	医療法人健康会 くにもと病院
所在地	北海道旭川市4条通5丁目右1号
診療科	肛門外科・胃腸内科・内科・リハビリテーション科

⑤協力医療機関

医療機関の名称	医療法人歓生会 豊岡中央病院
所在地	北海道旭川市豊岡七条2-1-5
診療科	内科・消化器内科・内分泌内科・糖尿病代謝内科・外科・大腸外科・肛門外科・脳神経外科・泌尿器科・小児科・リハビリテーション科・歯科口腔外科・麻酔科

⑥協力医療機関

医療機関の名称	医療法人社団慈成会 東旭川病院
所在地	北海道旭川市東旭川町下兵村254-5
診療科	内科・消化器内科・心療内科(物忘れ外来)・リハビリテーション科

⑦協力医療機関

医療機関の名称	医療法人修彰会 沼崎病院・介護医療院
所在地	北海道旭川市8条通8丁目43番地
診療科	内科・消化器内科・血液内科・感染症内科・リハビリテーション科

⑧協力医療機関

医療機関の名称	医療法人健光会 旭川ペインクリニック病院
所在地	北海道旭川市4条通17丁目1553番地
診療科	ペインクリニック内科・麻酔科・リハビリテーション科・放射線科・内科

⑨協力歯科医療機関

医療機関の名称	和寒歯科医院
所在地	北海道上川郡和寒町字西町61番地

6. 損害賠償について（契約書第14条、第15条参照）

当事業所において、事業者の責任によりご利用者に生じた損害については、事業者は速やかにその損害を賠償いたします。守秘義務に違反した場合も同様とします

ただし、その損害の発生について、利用者に故意又は過失が認められる場合には、利用者の置かれた心身の状況を斟酌して相当と認められる時に限り、事業者の損害賠償責任を減じる場合があります。

7. サービス利用をやめる場合（契約の終了について）

契約の有効期間は、契約締結の日から利用者の要介護認定の有効期間満了日までですが、

契約期間満了の2日前までに利用者から契約終了の申し入れがない場合には、契約は更に同じ条件で更新され、以後も同様となります。

契約期間中は、以下のような事由がない限り、継続してサービスを利用することができますが、仮にこのような事項に該当するに至った場合には、当事業所との契約は終了します。(契約書第17条参照)

- ①ご利用者が死亡した場合
- ②要介護認定によりご利用者の心身の状況が自立と判定された場合
- ③事業者が解散した場合、破産した場合又はやむを得ない事由により事業所を閉鎖した場合
- ④施設の滅失や重大な毀損により、ご利用者に対するサービスの提供が不可能になった場合
- ⑤当事業所が介護保険の指定を取り消された場合又は指定を辞退した場合
- ⑥ご利用者から解約又は契約解除の申し出があった場合(詳細は以下をご参照下さい。)
- ⑦事業者から契約解除を申し出た場合(詳細は以下をご参照下さい。)

(1) ご利用者からの解約・契約解除の申し出(契約書第18条、第19条参照)

契約の有効期間であっても、ご利用者から利用契約を解約することができます。その場合には、契約終了を希望する日の7日前までに解約届出書をご提出ください。

ただし、以下の場合には、即時に契約を解約・解除することができます。

- ①介護保険給付対象外サービスの利用料金の変更に同意できない場合
- ②ご利用者が入院された場合
- ③ご利用者の「居宅サービス計画(ケアプラン)」が変更された場合
- ④事業者もしくはサービス従事者が正当な理由なく本契約に定める短期入所生活介護サービスを実施しない場合
- ⑤事業者もしくはサービス従事者が守秘義務に違反した場合
- ⑥事業者もしくはサービス従事者が故意又は過失によりご利用者の身体・財物・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為、その他本契約を継続しがたい重大な事情が認められる場合
- ⑦他の利用者がご利用者の身体・財物・信用等を傷つけた場合もしくは傷つける恐れがある場合において、事業者が適切な対応をとらない場合

(2) 事業者からの契約解除の申し出(契約書第20条参照)

以下の事項に該当する場合には、本契約を解除させていただくことがあります。

- ①ご利用者が、契約締結時にその心身の状況及び病歴等の重要事項について、故意にこれを告げず、又は不実の告知を行い、その結果本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合
- ②ご利用者による、サービス利用料金の支払いが3か月以上遅延し、相当期間を定めた催告にもかかわらずこれが支払われない場合
- ③ご利用者が、故意又は重大な過失により事業者又はサービス従事者もしくは他の利用者等の生命・身体・財物・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為を

行うことなどによって、本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合

(3) 契約の終了に伴う援助（契約書第17条参照）

契約が終了する場合には、事業者はご利用者の心身の状況、置かれている環境等を勘案し、必要な援助を行うよう努めます。